

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
電気供給約款 株式会社アクセルパワー （小売電気事業者：株式会社ストエネ） 〔2026 年 <u>11</u> 月 1 日改訂版〕 I 総 則 1 適用 （略） 2 供給約款の変更 (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により本約款、重要事項説明書、その他の定義書（以下「本約款等」といいます。）に関して、託送供給等約款（<u>3 定義（28）参照。</u>）が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款等を変更することができます。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社の WEB サイトに掲示することで、お知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。 (2)～(3)（略） 3 定義 （略）	電気供給約款 株式会社アクセルパワー （小売電気事業者：株式会社ストエネ） 〔2026 年 <u>10</u> 月 1 日改訂版〕 I 総 則 1 適用 （略） 2 供給約款の変更 (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により本約款、重要事項説明書、その他の定義書（以下「本約款等」といいます。）に関して、託送供給等約款（<u>以下「託送約款」といいます。</u>）が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款等を変更することができます。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社の WEB サイトに掲示することで、お知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。 (2)～(3)（略） 3 定義 （略）	今回の約款変更に伴う改定日の更新 略定義を定義参照場所に変更

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
4 単位および端数処理 本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1)（略） (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、14（低圧電力）<u>イ</u>を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (3)～(5)（略） 5 実施細目（略） II 契約の申込み 6 供給契約の申込み から 7 供給契約の成立および契約期間 まで（略） 8 需要場所 イ（略） □ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。 （イ）（略） （ロ）住居以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。なお、<u>ロ</u> の場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 <u>ア</u> 共用する部分がないこと。	4 単位および端数処理 本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1)（略） (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、14（低圧電力）(<u>1</u>)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (3)～(5)（略） 5 実施細目（略） II 契約の申込み 6 供給契約の申込み から 7 供給契約の成立および契約期間 まで（略） 8 需要場所 イ（略） □ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。 （イ）（略） （ロ）住居以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。なお、<u>ロ</u> の場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 <u>イ</u> 共用する部分がないこと。	条項の表記 変更 条項の表記 変更

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
b 各部分の所有者が異なること。 （ハ）（略） ハ（略） 9 供給契約の単位 から 12 承諾の限界 まで（略） Ⅲ 契約種別および料金 13 従量電灯 イ～ニ（略） ホ その他 （イ）電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、31（違約金）に定める違約金を申し受けます。 （ロ）（略） 14 低圧電力 から 51 専用配給設備 まで（略） Ⅷ 保 安 52 保安等に対するお客様の協力 （1）～（3）（略） （4）一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまとの供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。 53 調査 から	□ 各部分の所有者が異なること。 （ハ）（略） ハ（略） 9 供給契約の単位 から 12 承諾の限界 まで（略） Ⅲ 契約種別および料金 13 従量電灯 イ～ニ（略） ホ その他 （イ）<u>従</u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、31（違約金）に定める違約金を申し受けます。 （ロ）（略） 14 低圧電力 から 51 専用配給設備 まで（略） Ⅷ 保 安 52 保安等に対するお客様の協力 （1）～（3）（略） （4）一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さま供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。 53 調査 から	誤字のため削除 脱字のため修正

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
56 自家用電気工作物 まで（略） 電気供給約款（附則、別表含む）制改定履歴 （略） 2026 年 10 月 1 日改定 <u>2026 年 11 月 1 日改定</u> 附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2026 年 <u>11</u> 月 1 日から実施いたします。 2 需要場所についての特別措置 から 3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 まで（略） 別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 (2) (3) （略） 2 進相用コンデンサ取付容量基準 から	56 自家用電気工作物 まで（略） 電気供給約款（附則、別表含む）制改定履歴 （略） 2026 年 10 月 1 日改定 附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2026 年 <u>10</u> 月 1 日から実施いたします。 2 需要場所についての特別措置 から 3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 まで（略） 別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示を<u>定める告示</u>により定めます。 (2) (3) （略） 2 進相用コンデンサ取付容量基準 から	改定日 追加 実施期日 変更 重複 削除

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
5 日割計算の基本算式 まで（略） 6 電源調達調整費 (1) 電源調達調整費は、市場価格調整額、<u>カーボンフリー促進費および送配電サービス変動相当額</u>の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。 (2) 電源調達調整費を構成する市場価格調整額、<u>カーボンフリー促進費および送配電サービス変動相当額</u>については、それぞれ次の「7 市場価格調整」、「8 カーボンフリー促進費」および「9 送配電サービス変動相当額」の定めのとおりといたします。 7 市場価格調整 から 8 カーボンフリー促進費 まで（略） 9 送配電サービス変動相当額 (1) <u>送配電サービス変動相当額の請求</u> <u>当社およびストエネは、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスにおける託送料金（総称して以下「託送料金等」といいます。）が変更される場合（ただし、消費税率の変更による税込後の託送料金等が変更となる場合は除き、この場合の消費税率変更後の送配電サービス変動相当額は、消費税率変更前の送配電サービス変動相当額（税抜）に変更後の消費税を加味することで算出します。）において、当社が定めるところにより、各算定期間の託送料金等と基準時点の託送料金等の差分に相当する額を、2026 年 11 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、送配電サービス変動相当額としてお客さまに請求又は還元いたしま</u>	5 日割計算の基本算式 まで（略） 6 電源調達調整費 (1) 電源調達調整費は、市場価格調整額<u>および</u>カーボンフリー促進費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。 (2) 電源調達調整費を構成する市場価格調整費<u>および</u>カーボンフリー促進費については、それぞれ次の「7 市場価格調整」、<u>および</u>「8 カーボンフリー促進費」の定めのとおりといたします。 7 市場価格調整 から 8 カーボンフリー促進費 まで（略） （新設）	送配電サービス変動相当額 新設 送配電サービス変動相当額 新設

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
す。 <u>(2) 送配電サービス変動相当額の算定</u> <u>送配電サービス変動相当額</u> <u>= 送配電サービス変動相当額単価（以下により算出される単価） ×</u> <u>使用電力量（kWh）</u> <u>送配電サービス変動相当額単価</u> <u>= 基本料金変動相当額※1（円/kWh）+ 従量料金変動相当額</u> <u>※2（円/kWh）</u> <u>※1 基本料金変動相当額とは、供給区域ごとの基本料金変動単価を、契約種別によらずみなし供給条件（下記参照）を用いて、下記の算式により1kWhあたりの単価に換算した金額（税込）を指します。</u> <u>基本料金変動相当額（税込） = 基本料金変動単価（円） ÷ みなし使用電力量（200kWh）</u> <u>下記以外の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込） = 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3の差額※4×みなし契約電力（3.4kW）×（1－動力比率※5） + 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）</u> <u>※3の差額※4×みなし契約電力（3.4kW）×動力比率※5</u> <u>関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込） = 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3の差額※4×（1－動力比率※5） + 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3の差額※4×みなし契約電力</u>		

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<u>力（3.4kW）×動力比率※5</u> <u>みなし供給条件：1 供給契約につき契約電力 3.4kW、使用電力量 200kWh とします。</u> <u>※2 従量料金変動相当額とは、供給区域ごとに下記に基づき算出します。</u> <u>従量料金変動相当額（税込）＝（電灯時間常別接続送電サービスの電力量料金（昼間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50％＋電灯時間常別接続送電サービスの電力量料金（夜間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50％）×（1－動力比率※5）＋動力標準接続送電サービスの電力量料金（1kWh あたりの税込単価）の差額※4×動力比率※5</u> <u>※3 本項における基本料金とは、契約電力が過去の一定期間の最大需要電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金であつて、契約電力 1 キロワットあたりの金額（関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域における電灯時間常別接続送電サービスについては、最初の 6kW までの金額）として定められるものを指します。</u> <u>※4 差額とは各算定期間に適用される各託送料金から基準時点※6 に適用される各託送料金を差し引いたものを指します。</u> <u>※5 動力比率とは、資源エネルギー庁が公表している電力需要実績に係る情報に基づき算出された、ストエネの低圧合計の需要実績に対する電力の需要実績の比率を指します。なお、この動力比率は(1)毎年 3 月 1 日および(2)託送料金等について一般送配電事業者が公表をした日に見直すものとします。動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において公表されている最新の需要実績により算定するものとし、見直し日が属する月</u>		

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<u>の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、当該需要実績により算定された動力比率を適用するものとします。</u> <u>※6 基準時点とは、2026 年 10 月 31 日終了時を指します。</u> <u>(3) 送配電サービス変動相当額単価の改定</u> <u>当社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は送配電サービス変動相当額単価を改定することができます。</u> <u>改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。</u> 10 容量拠出金反映額 （略）	9 容量拠出金反映額 （略）	条項数 変更